

国営草地開発事業計画変更取扱要領の細部運用について

昭和 54 年 8 月 31 日付 54 畜 B 第 1764 号
最終改正 平成 12 年 12 月 22 日付 12 畜 B 第 1841 号

各 地方 農 政 局 長
北 海 道 開 発 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長

構 造 改 善 局 長
畜 産 局 長

国営草地開発事業計画変更取扱要領（昭和 54 年 8 月 31 日付け 54 畜 B 第 1763 号農林水産事務次官通達。以下「要領」という。）第 2 に定める細部運用は、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

記

- 1 要領第 1 の事項に該当しない事業の変更は、年度実施設計書によって取り扱うものとする。ただし、各年度実施設計書によって取り扱う事業計画の変更が累積して要領第 1 のいずれかの事項に該当することとなるものは、要領によって行うものとする。
- 2 要領第 1 の変更計画書（案）は、草地開発事業実施要領（昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 畜 B 第 2839 号（農林省農地局長、畜産局長連名通知。以下「草地開発事業実施要領」という。）の別紙(19)の様式に準じて作成するものとする。
- 3 要領第 1 の(1)における受益面積の増又は減が 5 %に満たない場合であっても、当該事業の申請者たる地方公共団体等とその変更について、あらかじめ協議を了しておくものとする。
また、受益面積の変更の結果当該事業につき、新たに参加することとなる地方公共団体等がある場合には、当該地方公共団体等の同意を得ておくものとする。
- 4 要領第 1 の(1)を適用する場合における 5 %以上の増又は減とは、受益面積が新たに増加する部分と既定の受益面積が減少する部分とが併存している場合は、その差引合算面積が 5 %未満のときであっても増加面積又は減少面積のそれぞれが 5 %以上であるものを含むものとする。
- 5 要領第 1 の(2)の利用目的とは、当該造成改良草地が公共育成牧場の用に供されるものか否かをいうものとし、その適用については、団地（造成改良草地のうち管理経営が一体的に行われるものをいう。）ごとについて判断するものとする。
- 6 要領第 1 の(3)のウの排水路とは当該事業の受益面積全体に対してその支配面積がおおむね 20%以上に及ぶものとする。ただし、支配面積が 100ha に満たないものはこの限りではない。

7 要領第1の協議に当たっては、変更計画書（案）に次に掲げる書面等を添付するものとする。

- (1) 変更前後の計画概要の内容を対照して記載した書面
- (2) 変更するに至った経緯及び理由を明らかにした書面
- (3) 事業費の変更を要するものにあつては、各事業種目（草地造成改良、道路、雑用水施設、排水施設等）ごとに変動の内訳（労賃又は物価変動によるもの、事業量の増又は減によるもの、工法の変更によるもの等に区分すること）を明らかにした書面及び負担金の割合、負担金の額その他負担金に関して検討を行った資料
- (4) 変更部分を明示した関係図

8 農林水産省生産局長は、要領に基づく協議があつた場合には、農林水産省農村振興局長と合議して、これを処理するものとする。